

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

昭和42年10月16日

宮城県条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民生活の平穩を保持することを目的とする。

(県民の心構え)

第2条 県民は、平穩な日常生活を保持するため、相互の協力によつて、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等をなくするよう心がけなければならない。

(粗暴行為の禁止)

第3条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物(以下「公共の乗物」という。)において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集つている公共の場所において、ゆえなく、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(不当な金品の要求行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動を用いて金品を要求してはならない。

(なわ張り料、用心棒料等の要求行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、催物、物品の販売その他の営業を行ない、又は行なおうとする者に対し、その場所を管理する正当な理由がないのに、その営業等を行ない、又は行なおうとする者がその場所を占めることについて、うろつき、立ちふさがり、いいがかりをつける等不安又は迷惑を覚えさせるような言動を用いて、なわ張り料、使用料、清掃料等その名目のいかんを問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

2 何人も、興行場営業、風俗営業、飲食店営業その他の営業を行ない、又は行なおうとする者に対し、その者から明らかな依頼がないのに、その営業、設備、営業者若しくは使用人を保護し、又はこれらに妨害若しくは危害を加えないことについて、うろつき、立ちふさがり、いいがかりをつける等不安又は迷惑を覚えさせるような言動を用いて、用心棒料、保護料等その名目のいかんを問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

(押売行為等の禁止)

第6条 何人も、戸戸を訪れて、物品の売買、交換、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集(以下「売買等」という。)を行なうに際し、次

の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 売買等の申込みをことわられたのかかわらず、物品を展示し、すわり込み、立ちつくす等すみやかにその場から立ち去らないこと。

(2) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほめかし、住居、建造物、器物等にいたずらをする等不安を覚えさせるような言動をすること。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して売買等を行なうに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をしてはならない。

3 何人も、依頼又は承諾がないのに、物品の配布、加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告を行なつて、その対価をしつように要求してはならない。

( 不当な客引き行為等の禁止 )

第7条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 次に掲げる行為について、客引きをすること。

イ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

ロ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

(2) 前号イ又はロに掲げる行為(同号ロに掲げる行為については、当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(3) 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。

(4) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

イ 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)

ロ 歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為

(5) 前号イ又はロに掲げる行為(同号ロに掲げる行為については、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。

(6) 第1号、第3号及び第4号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、つきまとう等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して誘引してはならない。

(1) 第1項第1号ロに掲げる行為(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)の客

(2) 第1項第4号口に掲げる行為(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)をする役務に従事する者

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行つていると認められる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべき旨を命ずることができる。

5 何人も、第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為(以下この項及び次項において「客引き等」という。)の状況等を勘案して、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。

6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべき旨を命ずることができる。

(景品買い行為の禁止)

第8条 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に規定する遊技場をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が客に賞品として交付した物品又は客が遊技によつて得た遊技玉を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は客につきまとい、その物品若しくは遊技玉を買い、又は買おうとしてはならない。

(入場券等の不当な売買行為の禁止)

第9条 何人も、入場券、観覧券その他の公共の娯楽施設を利用できる権利を証する物又は乗車券、指定券、寝台券その他の公共の乗物を利用できる権利を証する物(以下「入場券等」という。)を不特定の者に転売し、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公共の場所又は公共の乗物において、買い、又はうろつき、人の進路に立ちふさがり、人につきまとい、人に呼び掛け、ピラその他の文書図画を頒布し、若しくは提出し、若しくは公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に売り、又はうろつき、人の進路に立ちふさがり、人につきまとい、人に呼び掛け、ピラその他の文書図画を頒布し、若しくは提出し、若しくは入場券等を提示して売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為の禁止)

第10条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所(以下「座席等」という。)を占める便益を、対価を得て供与すること。

(2) 座席等を占め又は人につきまとい、座席等を占める便益を対価を得て供与しようとする事。

(危険行為等の禁止)

第11条 何人も、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟、ヨット又は水上スキー若しくはこれに類する乗物をみだりに疾走させ、急回転させ、蛇行させる等、遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者（以下「遊泳者等」という。）に対し、危険を覚えさせるような行為をすること。
- (2) ゆえなく、遊泳者等の身体若しくは浮輪その他の器物又は手こぎのボートその他の小舟にいたずらをする等、遊泳者等に不安を覚えさせるような行為をすること。
- 2 何人も、スキー又はスケートその他これらに類する遊技（以下「スキー等」という。）を行なうに際し、スキー等を行なっている者に対し、ゆえなく、その直前等において、急停止し、急回転し、又は横断する等困惑又は危険を覚えさせるような行為をしてはならない。
- 3 何人も、登山、ハイキング又はキャンプ（以下「登山等」という。）を行なう場所において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 進路を示す道標の方向を換える等、登山等を行なっている者に対し、道路を誤らせるおそれのある行為をすること。
  - (2) 岩石、雪塊等を落とし、又は転がす等、登山等を行なっている者に対し、危険を覚えさせるような行為をすること。
  - (3) 他人が使用しているテント、バンガロー等の休憩若しくは仮泊施設の入口にゆえなく立ちふさがり、その内部をのぞき見し、又はその施設にいたずらする等、その施設の利用者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為をすること。
- 4 何人も、遊泳、行楽等のため多数の人が集まっている海浜、湖畔、河川敷地、公園等の場所において、ゆえなく、自動車、原動機付自転車等を持ちまわして、公衆に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

（指示）

第12条 公安委員会は、第7条第1項第1号イ若しくはロに掲げる行為を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、同条第1項から第3項まで又は第5項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

（事業の停止）

第13条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかつたとき、又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、第7条第1項から第3項まで又は第5項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第14条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によつて行う場合において

は、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

4 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項第2号の規定に違反した者

(2) 第9条の規定に違反した者

(3) 第13条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 常習として前項第1号又は第2号の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第16条 第7条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(1) 第3条第1項第1号又は第2項の規定に違反した者

(2) 第4条から第6条までの規定に違反した者

(3) 第7条第1項の規定に違反した者

(4) 第8条、第10条又は第11条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 第7条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第19条 第7条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条第1項第3号、第16条、第17条第1項第3号若しくは第2項(同条第1項第3号に係る部分に限る。)、第18条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第21条 この条例の適用にあつては、県民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあつてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(押売等防止条例の廃止)

2 押売等防止条例（昭和33年宮城県条例第17号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前にした押売等防止条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第30号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年条例第8号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第4号）

この条例は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年5月1日から施行する。